

令和2年5月7日

教育委員会関係施設利用される皆様

青木村教育委員会

新型コロナウイルス感染症予防対策のお願いについて（通知）

日頃より、村の教育についてご理解ご協力を賜り御礼申し上げます。

令和2年5月4日（月）政府は、長野県を含む全都道府県を対象地域とする緊急事態宣言の延長を行いました。県内でも感染確認者の発生頻度が上がりつつあります。

そこで教育委員会としても、緊急事態宣言の期間延長及び長野県の現状を踏まえて下記のとおり、イベント・施設の利用を5月7日（木）から当面の間、施設を利用不可とさせていただきます。皆さまには、大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

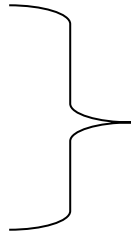
皆さまの感染拡大を防ぐとともに、自分や家族の命を守るための行動をお願いいたします。

なお、施設の利用が再開できましたら通知いたします。

記

**【利用不可】**

- ・ 総合体育館
- ・ 小学校体育館
- ・ テニスコート
- ・ 村営グラウンド
- ・ 文化会館全館
- ・ 屋内ゲートボール場
- ・ マレットゴルフ場



5月7日（木）から当面の間、  
延長して利用不可としました。ご不便をおかけし  
ますがご協力をお願いします。

※予約が期間中に入っているものについては、こちらでキャンセルとさせていただきます。

青木村教育委員会

(担当) 増田 勇気